一般社団法人日本医療福祉教育コミュニケーション協会(AMWEC)認定

## 公認メンタルトレーナー資格認定規程

#### 第1条 目的

この規程は、一般社団法人日本医療福祉教育コミュニケーション協会(以下、AMWEC という)認定資格制度要綱(以下「要綱」という)第3条(4)その他に規定する必要な事項を定める。

#### 第2条 達成目標

公認メンタルトレーナーの達成目標は次のとおりとする。

(1)教育メンタルトレーナー

入学試験や資格試験などの受験に向けて、学習意欲を高め、試験当日に最大の パフォーマンスが得られるように心理的な援助を行い、心理的強化を行う。

(2) スポーツメンタルトレーナー

スポーツにおいて、個人競技、集団競技を問わず、そのモチベーションを維持し、試 合当日に最大のパフォーマンスが得られるように個別支援・集団支援ができる。

(3) 芸術メンタルトレーナー

芸術において、個人演技、集団演技を問わず、そのモチベーションを維持し、演奏・ 演技当日に最大のパフォーマンスが得られるように個別支援・集団支援ができる。

#### 第3条 資格取得

前条に規定する資格を取得しようとする者は、メンタルトレーナー資格認定細則(以下「細則」という。)第3章に規定するコミュニケーション検定1級取得者であり、第4章に規定するメンタルトレーナー実習において、AMWECが定める基準カリキュラム(ガイドライン)を修了しなければならない。

## 第4条 認定

- 1. メンタルトレーナー資格の認定は、次の各号のいずれかに該当し、細則第2条に定める資格取得申請をした者について理事長が認定する。
- (1) AMWEC 認定コミュニケーション検定 1 級取得者であって、メンタルトレーナー実習を 2 回以上受講し、所定のレポートを提出した者
- 2. 前項により認定された者は、AMWEC 公認メンタルトレーナーとして登録し、有資格者名簿に記載する。

#### 第5条 資格の有効期間および更新

- 1. メンタルトレーナー資格は、資格認定日から5年毎の更新とする。
- 2. 更新は、AMWECが指定するメンタルトレーナー実習の1回以上の参加とAMWECコ

ミュニケーション検定1級の更新をもって、更新とする。

3. 更新を希望する者については、更新料5,000円を納めるものとする。

#### 第6条 資格の喪失

- 1. 公認メンタルトレーナー資格は次に該当するとき、その資格を喪失する。
- (1) AMWEC 正会員が資格保持者の場合、定款第9条並びに会員規約第12条に定めにより除名されたとき。
- (2) 公認メンタルトレーナーとして適当でないと理事長が認めたとき。
- (3) コミュニケーション検定1級資格の更新を行わなかった場合。
- 2. 前項(1)(2)(3)に該当する者には、事務局より通知する。
- 3. 前項(1)(2)(3)により、資格を喪失した者が、資格を喪失したことを隠し、 あ

るいは有資格者と偽ることにより発生した損害およびトラブル等には、AMWEC は一切責任を負わない。

4. 前項(1)(2)(3)により、資格を喪失した者が、資格を喪失したことを隠し、 あ

るいは有資格者と偽ることにより当法人に損害を与えた場合は、当該会員は、AMWECが受けた損害を AMWEC に賠償しなければならない。

#### 第7条 復権

- 1. 前条(3)において、コミュニケーション検定1級資格の更新ができなかった者で復権を希望する者は、復権届を提出し、審査を受けなければならない。
- 2. 復権を希望する者は、審査料 7,500 円および合格時認定登録料 7,500 円を納めなければならない。
- 3. 復権届を提出し、審査に合格した者について、改めてコミュニケーション検定1級資格を認定し、有資格者として再登録する。
- 3. 復権によるコミュニケーション検定1級資格についても、認定日から5年毎の更新とする。
- 4. 復権可能な期間は、喪失後1年とする。また、一度復権した者が再び資格喪失した場合は、再復権を認めない。

#### 第8条 改廃

本規定の改廃は理事会の決議による。

#### 附則

この規程は、平成28年5月8日から施行する。

# 公認メンタルトレーナー資格認定細則

## 第1章 総 則

#### 第1条 (目的)

この細則は、公認メンタルトレーナー資格認定規程第4条の規定などに基づき、資格の認定に関する具体的な手続きおよび、資格取得に必要な講習会の取扱いを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

## 第2章 公認メンタルトレーナー資格

#### 第2条 資格認定手続きおよび登録方法

公認メンタルトレーナーとして認定を希望する者は、次により事務局に認定の申請をしな ければならない。

- (1) 公認メンタルトレーナー認定申請書(様式 MT-A)、講習レポート(様式 MT-R) およびすべてのカリキュラムを修了したことを証明する書類(メンタルトレーナー実習参加証等、写しでよい)を提出し、審査登録料 10,000 円を納めること。
- (2)審査登録料等はAMWECが指定する金機関口座に振込むことで支払うものとし、 前項による申請時に、支払ったことを証明する書類(振込票等)の写しを添付すること。
- 2. 第1項により申請しようとする者は、第12条第2項ないし第4項の規定に留意すること。

#### 第3条 交付

公認メンタルトレーナーの認定者には、「認定証」(A4判賞状タイプ)「携帯用認定証」 (名刺版カードタイプ)を交付する。

# 第3章 公認メンタルトレーナー講習会(実習)

#### 第4条 講習会の内容

- 1. 公認メンタルトレーナー講習会(実習)の内容は、AMWEC が定めるカリキュラム (ガイドライン)を含まなければならない。
- 2. 前項のカリキュラムを、講義、実技の形式により学習する。

#### 第5条 テキスト

1. メンタルトレーナー講習会(実習)については、AMWEC が指定する教材または AMWEC の審査を受けて認定された教材を使用しなければならない。

2. 各メンタルトレーニング講習会時に配布する資料をテキストの代用としてもよい。

#### 第6条 認定メンタルトレーニング講習会における遵守事項

認定講座を開催する場合は、次に掲げる事項を整備しなければならない。

- (1) 経済ルール
  - ①クーリンゴオフ等の払戻し制度があること(手数料は除く)
  - ②社会通念上、適切な受講料の設定
- (2) 倫理規定
  - ①個人情報の取扱規定があること。
  - ②主催者として関係法令に違反がないこと。
- (3)会場
  - ①受講者が快適に受講できる教室の広さおよび施設・設備(照明・空調・トイレ等) が整備されていること。
  - ②適切な禁煙または分煙対策が施されていること。
- (4) 講習会出席および修了の証明
  - ①講習会参加者に対し、出席および所定のカリキュラム修了を証明ができる措置を講じること。
  - ②講習会への出欠を厳格に管理し、不正な証明や遺漏がないようにすること。

#### 第7条 受講対象者

- 1. 公認メンタルトレーナー講習会の受講資格は次のとおりとする。ただし、理事長が特別に認めた者はこの限りではない。
  - (1) 教育メンタルトレーナー

教員・幼稚園教諭・学習指導員・学習塾講師等の教育従事者

- (2) スポーツメンタルトレーナー
  - 体育教師・スポーツトレーナー・スポーツ指導員等のスポーツ指導従事者
- (3)芸術メンタルトレーナー
  - 音楽・美術・舞踊など芸術指導を行う立場にある者等の芸術指導従事者
- 2. 前項に掲げる対象者については、公認メンタルトレーナーの各カリキュラムが、それ ぞれの業務・職責に必要とされる内容となっているもので、前項に記載のない者が講習会 (実習)を受講できないという事ではない。

#### 第8条 認定メンタルトレーニング講習会制度

- 1. 公認メンタルトレーナーを認定されたものは、メンタルトレーニング講習会を主催することができる。
- 2. 前項の講習会は、AMWECが指定する教材(テキスト)を基本とする。
- 3. 第1項による講習会の開催の告知は AMWEC のホームページに行うことができる。

#### 第9条 認定メンタルトレーニング講習会開催の留意事項

メンタルトレーニング講習会を開催しようとする正会員は、第6条に掲げる事項のほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

#### (1)講座の告知

- ①講座のパンフレット等については、誇大表現や虚偽記載がないか注意をし、受講者 に間違った情報を与えないようにすること。
- ②広告掲載、新聞折込み等を行う場合は、当該メディアや取扱業者の規定に従うこと。
- ③認定講座実施の1か月前までにAMWEC事務局に認定講座の開催日、開催場所、連絡先を届け出ること。

#### (2) 運営等

- ①講座の安全かつ適正な実施のため専任の運営責任者を配置することが望ましい。
- ②苦情受付および処理に関する体制を整備すること。なお、苦情は講師以外の者が受け付けることが望ましい。
- ③受講料等金銭の取扱いには十分注意すること。
- ④公認メンタルトレーナーを目指す受講者には、資格申請を促すこと。ただし、申請は任意なので、強制的にならないよう注意すること。
- ⑤申請を希望する修了者に、提出書類の不備等がないよう注意喚起を行うこと。
- ⑥その他受講者が快適に受講できるよう配慮すること。

#### (3)報告義務

①講座の受講者(公認メンタルトレーナー実習者)について AMWEC 事務局に報告すること。

# 第4章 カリキュラム(協会ガイドライン)

#### 第10条 基準カリキュラムおよび修了年限等

1. 公認メンタルトレーナー講習会(実習)において、習得項目および講習時間は次のとおりとする。

#### 習得項目

- 1) アウトカムに対する理論と実習(RAS能力システム1)
- 集中力・パフォーマンスを高める理論と実習(エクセレントサークルなど)
- 3) ぶれない自分を創る理論と実習(センタリングなど)
- 4) 先送りの回避についての理論と実習(RAS能力システム2)
- 5) その他必要な知識

#### 講習時間 1回2時間以上

2. 公認メンタルトレーナーを目指すものが実習として参加する場合、カリキュラムの開

始後から5年以内に研修を修了しなければならない。(※公認メンタルトレーナーを目指す場合、2回以上の受講が必要)

- 3. 公認メンタルトレーナーを目指すものが実習として参加する場合、第 12 条 1 項のカリキュラムを修了し、第 2 条により資格申請認定を申請しようとする者は、カリキュラム修了の日から 1 年以内に申請をしなければならない。
- 4. 公認メンタルトレーナーを目指すものが実習として参加する場合、第2項及び第3項の期限を過ぎた場合は、当該受講者の受講実績を無効とする。

# 第5章 各様式

#### 第11条 申請等様式

提出書類等については、AMWEC事務局にてその様式を別途定め、その改訂については、 理事会へ報告し承認を得るものとする。

# 第6章 その他

## 第12条 改廃

本細則の改廃は理事会の決議による。

### 附則

この規程は、平成28年5月8日から施行する。

平成 28 年 12 月 27 日、一部改正